

私は、大阪維新の会大阪市議員団を代表して、令和2年度大阪市予算並びに関連案件について質問いたします。

松井市長は、知事就任以降、変革と挑戦を基本姿勢にしつつ、大阪を持続的に成長させ、世界に通用する都市にしたいという強い思いから、橋下・吉村市長と強力なタッグを組み、これまでなかなか進まなかった課題を府市一体となって実行してこられました。

その結果、本市においては、橋下・吉村・松井市長の3代にわたって通常収支不足を改善し続けるとともに、市債残高を大幅に削減し、財政状況が目に見えて改善してきたことは財政指標上も明らかです。

改革だけでなく、昨年6月に開催されたG20サミットの成功をはじめ、大阪・関西万博やIRの実現に向けた動きや、うめきた2期のまちづくりなど、大阪の成長に必要な投資も府市一体となって着実に進められ、その果実を実感できるまでになってきています。

このような改革や成長を実現させることで生み出した財源を使って、子育てや教育などの市民サービスを拡充させるという好循環を作り出し、将来にわたって活気ある「豊かな大阪」の実現を願う市民の期待に応えていかなければなりません。

そのためにも、以下具体的にお聞きします。

## 未就学児のお散歩時における安全対策について

まず、未就学児のお散歩時における安全対策についてお伺いします。

去る5月の滋賀県大津市における散歩中の保育園児が交通事故により死傷するという大変痛ましい事故を受け、未就学児を中心とした子どものお散歩経路等の危険な箇所を緊急点検するよう国から指示があり、市内全域について点検がなされたと聞いています。

先日の市長会見においては、その点検結果を踏まえ、道路の安全対策を講ずるとともに、国の制度も活用しながら、ソフト面でも安全対策を講ずるとおっしゃっておられました。

確かに、大阪市内は、保育所だけでなく小規模な地域型保育事業など園庭の無い施設も多いことから、園児の育ちの観点からお散歩は必須だと思いますが、そのお散歩で子どもたちの安全が脅かされるようなことがあってはならず、安全対策は喫緊の課題だと思います。

お散歩中の子どもたちの安全確保のため、ハード面とソフト面の両方の対策を早急に進める必要があると思いますが、今後、市長が実施しようと考えておられる取組の内容やご所見をお伺いします。

今、市長から、未就学児のお散歩時の安全対策にかかる新たな取り組みについて、非常に前向きな答弁を聞くことができ、安心しました。

こういった取り組みにより、子ども達の安全安心が担保できることは非常に重要だとわが会派でも考えていますので、大いに期待したいと思います。

また、補助制度を設けても園が活用してくれなければ安全対策の効果はあがらないので、より多くの園に活用してもらえるよう、園への周知活動などもしっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。

## ひとり親の保育所優先入所について

次に、ひとり親の保育所優先入所についてお伺いします。

保育施設の入所にあたっては、保育の必要性の高い方から利用できるようにポイント制が導入されています

基本点数の最高点は 100 点で制度設計されており、共働き世帯で夫婦共にフルタイムで働いている場合、世帯の合計点数は 200 点となります。

今回私が問題提起したいのは、ひとり親世帯のうち、生計を担う必要がある方のポイントの取り扱いであります。

現在のポイントの考え方では、既に就労している方は就労の中止によって生計に大きな影響が出ることを無いう、就労内定の方よりも高得点が付与されることとなっています。

私としてもこの考え方に異論はありません。

しかし、現実の生活においては、現在就労していなくとも、離婚などの理由によって急遽生計を支える必要に迫られたり、未婚のまま妊娠され、出産のために会社を退職せざるを得なかった方などは出産後すぐに就労して家計を支える必要があるにも関わらず、就労と就労内定の点数差によって保育所を利用することができず、結果就職することができずに生活保護に頼らざるを得ない状況を生み出しています。

ひとり親世帯の親は、子育てと生計の担い手の役割を 1 人で担っており、育児にかかる時間や労力に制約があるため、国においても子育て支援の観点からひとり親世帯を優先的に取り扱うよう各自治体に通達が行われており、大阪市においてもひとり親世帯は優先的に入所できるように基本点で 30 点の上乗せを行っていると説明してきましたが、最も重要なフルタイムでの就労内定の部分については基本点の 80 点に 30 点を上乗せすると上限の 100 点を上回ってしまうという理由から 10 点加点の 90 点に留める制度となっています。

この調整によって生計を支えるためにフルタイムでの就労内定を何とか取り付けた一人親世帯の親でも 190 点の点数となり、夫婦共働きの 200 点の世帯よりは保育園利用の優先度は低いという判定になってしまいます。

これは現実の市民の暮らしに照らしてみてもおかしいのではないのでしょうか。

一口にひとり親世帯と言っても祖父母からの支援が得られたり、生活に十分な養育費を受け取っているなど様々なケースはあると思います。

ひとり親であればすべて優先して入所させるべきという議論をしたいわけではありません。

市民生活の実態に向き合った時に、最も困難な状況に置かれている人が保育所利用において優先順位が後回しにされることを無いう、共働き世帯と同様の 200 点まで引き上げる必要があると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

大阪市は他都市と比べ、ひとり親世帯が飛びぬけて多いのが現状です。

私もお恥ずかしい話、ひとり親のお母さまからメールをいただいて、初めてこのポイント制度の仕組みを知りました。

どうして働きたいのに生活保護という選択肢しか残されていないのでしょうか？

親というものは、子どもへ親が働いている姿を見せ、勤労の意義と大切さを幼い頃から肌身に感じさせながら育てたいという強い思いのものでした。

保育所に入所することができないから生活保護ではなく、ひとり親世帯の方の経済的自立に限り 1 日も早い基準の改正をお願い致します。

## 病児保育事業の充実について

次に、病児保育事業の充実についてお伺いします。

少子化問題解消には、子どもを産み育てられる社会的環境づくりと、子育て支援にかかる多様なサービスが必要不可欠ではないかと思えます。

今日的には核家族化や地域における人間関係の希薄化が進む中、子育てに対する負担感や不安感を抱える親も少なくはない状況です。

様々なライフスタイルがある中、夫婦共働き世帯も少なくはありません。

共働き世帯やひとり親世帯にとっては、子どもの病気の際の対応に苦慮しているのが現状です。

大阪市では施設型の病児・病後児保育事業を実施していますが、現に全区に設置されている訳ではなく、偏在している状況です。

現実問題として、病気の子どもを病児保育施設に連れていくこと自体も大変であり、施設型の病児保育のみでは限界があると思えます。

そこで、ベビーシッター等の活用により自宅で保育ができるような施策についても検討する必要があると考えています。

以前は大阪市でもモデル事業として訪問型病児保育を実施していたところですが、利用実績が低調であり費用対効果も考慮したうえで、廃止したと聞いております。

東京都では、病児保育としてではないが、認可外のベビーシッターを利用する場合にその利用料の一部を助成する制度を実施しています。

通常民間のベビーシッターに依頼する場合は費用負担が大きく躊躇してしまうところですが、都の負担により、利用料が安価となることで必要な方が利用できるというものです。

また、行政としても新たな設備投資などをしないで済むというメリットもあるのではないのでしょうか。

普段生活している自宅で保育を受けることができれば、子どもたちも不安を感じるものが少なくなるのではないかと考えます。特に病気の子どもにとってはなおさらだと思います。

本市としても、ぜひとも民間事業者と連携し、バウチャー等によるベビーシッターを活用した病児保育事業の拡充も検討すべきであると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

待機児童が多いということは、必然的に病児保育も必要になってきます。

病児保育施設事業は24区中、14区で行われていますが、10区は空白、南部地域はほぼありません。

他都市でも訪問型病児保育をされています。

訪問型の病児保育に関しても、民間の力も借りつつ体制を整え、保護者の皆さまに1つでも多くの選択肢を増やしていただくよう要望します。

## 学校教育 I C T活用事業について

次に、学校教育 I C T活用事業についてお伺いします。

本市では、子どもたちの学習者用の端末の整備について、40 台から 160 台程度の端末を全小中学校に整備し、I C Tを活用した教育を進めています。

しかしながら、我が会派としては、あらゆる場所で I C Tの活用が日常のものとなっている現代の社会においては、子どもたちにとって1人1台の環境は必要不可欠なものであります。これからの子どもたちが、小中学校9年間を通して、日常的に I C Tを活用した学びを進めていくためには、現状の端末台数では大きく不足していることや、全教室に無線アクセスポイントが設置されていないことが課題であると考えています。

したがって、早急にこれを改善し、すべての小中学校において、アクセスポイントの全教室設置、学習者用端末の1人1台の実現に向けた段階的な整備が急務であると、これまで一貫して主張してきたところです。

一方で、昨年12月に、国は、学習者用端末の1人1台の実現を掲げ、そのためのロードマップを示し、所要経費にかかる補助事業を打ち出したところであり、本格的に1人1台環境を実現していこうという機運が高まっています。

今や、学習者用端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであって、なくてはならないものであると考えますが、子どもたちの I C T環境の充実のために、どのように整備していくべきか、市長のご所見をお伺いします。



## スマートスクール次世代学校支援事業について

次に、スマートスクール次世代学校支援事業についてお伺いします。

これから到来する Society5.0 時代を見据え、あらゆる分野でビッグデータの収集・分析が可能になっていく中、教育分野においても子どもたちの学習した履歴や生活指導の状況などのデータを蓄積し、これを指導に活かしていくことが重要であると考えています。

文部科学省の「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」によれば、これからは、教員の指導や子どもの学習履歴・行動等の様々なビッグデータを収集・分析できるようになり、これに基づいたよりきめ細かな指導や支援が可能となってくることがあげられています。

また、経済産業省の「未来の教室ビジョン」では、<sup>エドテック</sup>Edtechを活用して日々の学習や成果、生活環境に関する情報など「学習ログ」として蓄積し、活用することで一人ひとり個別最適化された学びが実現できることや、不登校問題の対策などがあげられています。

本市においても、国の実証事業として、校務系データと学習系データの連携や、学習データなどの可視化について、モデル的に実施してきたと聞いていますが、子どもたちの学習や生活指導に関してどのような成果があったのでしょうか。

また、この成果を活かして、これからの生き抜く子どもたちのために、今後、大阪市としてどのようにこの事業を展開していくのか、教育長のご所見をお伺いします。

## 不登校児童生徒への対応について

次に、毎年増加の一途をたどる不登校児童生徒への対応についてお聞きします。

大阪市において、不登校児童生徒の在籍比率は全国平均を大きく上回っており、小学校において約1%、中学校においては約5%と喫緊の課題であると認識しています。

文科省からは、平成17年にはIT等を用いた学校外での学習をもって出席認定を可能とする通知、令和元年には支援のあり方として学校に登校するという結果のみを目的にしないという通知が出ています。

また、平成28年に制定された、いわゆる「教育機会確保法」では、不登校児童生徒のための教育支援センターや教育課程特例校の設置等について、国と地方公共団体は必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

不登校対策のあり方が抜本的に変わる中、これらの通知などの趣旨からも、何らかの施設に通学できる児童生徒への対応と、そういう施設に通学できない児童生徒への対応と両面から取り組む必要があると考えています。

不登校の児童生徒に対して教育の機会を保障するのは行政の責務です。

他都市では公設民営の手法をもちいて次々と対応策が打ち出されています。

これらのことに本市としてどのように対応していくのか、教育長のご所見をお伺いします。

## 交通費等の支援について

大阪市の不登校の現状からすると、市内1か所の設置のため、遠方から多数の児童生徒が通所することが考えられます。

学習意欲のある、不登校の子どもたちの通所が困難とならないよう、他都市では、すでに市バスや地下鉄等、一定のルールのもと交通費の支給が行われている例があります。

本市でも、経済的な支援制度の設置についても何か対策を講じることが急務と考えていますが、本市としてどう対策していくのか、教育長の所見をお伺いします。

交通費がネックになり、支援センターに通所することを躊躇することのないようお願い致します。

## 不妊に悩む方への支援について

次に、不妊に悩む方への支援についてお伺いします。

国立社会保障・人口問題研究所の「2015 年社会保障・人口問題基本調査」によると、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦は、全体で 18.2%、子どものない夫婦では 28.2%となっています。

これは、夫婦全体の 5.5 組に 1 組に当たります。また、2015 年に日本では 5 万 1 千人が体外受精、顕微授精などの生殖補助医療により誕生しており、全出生児 108 万人の 5.1%で、これは、約 20 人に 1 人となっていて、2017 年では 16 人に 1 人という報道も一部あります。

少子高齢化が進む中、現在、共働きの夫婦が 30 歳を過ぎてから子どもを産み育てることは珍しくありません。

一方、年齢が高くなるほど、流産、死産のほか妊娠に伴う産科合併症のリスクが高くなる傾向があるとともに、不妊治療を行ったとしても出産に至る確率がさがることが明らかになっています。近年、妊娠・出産の時期を遅らせた結果、不妊治療をうけることになった方や、治療の開始が遅れてその効果が出にくくなった方もいると思われまます。

先の一般決算委員会で我が会派の高山委員の質疑において、妊娠・出産や不妊に関しての理解を高めるための啓発については、検討されると局からも答弁されています。正しい知識の啓発については一刻も早く実施してほしいと考えますがいかがでしょうか。

また、治療費についてですが、その方の状況によって違いがあると思いますが、保険適用ではないため自由診療となっている体外受精や顕微授精にかかる費用は高額で、1 回の治療に 30 万～50 万円程度かかり、場合によっては 100 万近くかかることもあるとお聞きしています。

一方、大阪府で実施している「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象は国基準と同じく所得が夫婦合算で 730 万未満とされています。これは、共働きの夫婦が不妊治療をする場合には、所得制限により助成を受けることができなくなり、結果的に高額であるため治療を躊躇する場合があります。この 730 万円の所得制限限度額はあまりにも低い基準であると言わざるをえません。

大阪府内においても高槻市や茨木市は市独自制度として所得制限を設けておらず、ほかにも所得制限の緩和を行っている市町村が 3 か所となっており、所得制限の緩和以外にも市独自で何らかの助成の充実を図っているところもあります。

子どもを産み育てることを希望するすべての方が安心して治療を受けることができるよう特定不妊治療助成の充実を図ることは必要であり、特に所得制限については早急に見直すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、一部の民間企業等において不妊治療を行うための休暇制度が設けられる動きも出てきており、社会全体での理解、意識の一層の向上を図るためにも、大阪市において、職員が不妊治療を受けるための勤務制度を設けて、社会をリードし機運を盛り上げるといった公の役割を果たすべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

今や5人に1人が不妊に悩んでいる時代です。

市長からも不妊治療は保険適用にとの答弁もございました。

我が会派も同じ考えです。

不妊の治療で貯金はゼロどころか借金でマイナス。

会社からは治療を続けるなら仕事を辞めてほしいとの圧力。

それ以外にも、想像もできない程に治療には精神的ストレスがかかり、不妊は今まさに社会的な問題になりました。

少子化問題が進む中、赤ちゃんを本当に望んでいる家庭に赤ちゃんを授かるサポートを行政として果たせることは素晴らしいことです。

ぜひ拡充をお願い致します。

## ライフプランニング教育について

ただいま不妊に悩む方への支援についてお聞きしたが、晩婚化が進む中、「不妊治療」を受けようとして、初めて特定不妊治療費助成の年齢制限があることを知り、不妊治療を受けられたなかったという話を聞きます。

また、その一方で、10代という、まだ親になる意識も経済的な基盤も十分でない段階で妊娠・出産する場合も少なからずあり、「まさか妊娠するとは思っていなかった」、また、「子育てがこんなに大変だとは思わなかった」という話も聞きます。

これらのことは、女性が安全に妊娠できる時期があるということや、予期せぬ妊娠・出産について、小学校・中学校の義務教育並びに高等学校での教育において、あまり詳しく教えられていなかったことに要因があると考えます。

一昨年秋の決算特別委員会で、キャリア教育の一環としてのライフプランニングについて質疑をし、教育長から、「各教科や性教育等あらゆる教育活動において、全ての子どもたちが次代の社会を担えるよう育成する視点でキャリア教育に取り組むことが大切」との答弁いただきました。

まさに、妊娠・出産から子育てまでは、次代につなぐ意味でもライフプランの根幹をなすと考えますが、先に例示したように、女性の体には、安全に妊娠できる時期とそうでない前後の時期があるということを始め、妊娠・出産に関する科学的知見に基づく正確な事実を、子どもにきちんと教えることは、勤労観・職業観を育むことと並んで、本当の意味でのキャリア教育、「生きる力を育む教育」であると考えますが、教育長のご所見をお伺いします。



キャリア教育は、ひいては生きる力にもつながり、貧困対策にもつながる非常に重要な教育です。

1日も早い導入をお願いします。

## 生きる力を育む性に関する指導について

昨年12月の教育子ども委員会にて、我が会派から、生きる力を育む性に関する指導に関して、教育委員会から学校現場への指導についての質疑を行いました。改めて大阪府教育委員会としてどう取組を進めていくのかをお伺いします。

生きる力を育む性に関する指導は、私もかねてからその必要性を認識していたところですが、今年から小学校、来年から中学校の新しい学習指導要領が全面実施される中、いよいよ全国的に推進される状況になってきたと考えています。

大阪市でも、子どもの貧困や、児童虐待に対して、吉村前市長、松井市長の下、取り組んできたところですが、生きる力を育む教育はそういった観点からも必要であると考えます。

また、教育委員会からは、「この指導を進めるために、研修会や講演会など様々な取組を通じて、教職員の指導力を高めるとともに、モデルとなるような優れた取組を周知しながら、きめ細やかに学校を指導していく」との答弁をいただいたところです。

この取組を進めていくためには、それぞれの学校の状況を把握したうえで、指導主事が直接きめ細やかに指導し、モデルとなるような取組を学校現場に浸透させることが、不可欠であると考えますが、教育長のご所見をお伺いします。

## 学校給食費の無償化について

次に、学校給食費の無償化についてお伺いします。

我が会派は、本来、教育は、全ての子どもが家庭の事情に左右されることなく、等しく受けられるもので、教育費は全て無償であるべきと考えており、少なくとも義務教育の間は保護者に負担を求めるべきではないと考えます。

特に、現在保護者負担となっている給食費については、毎日のことで、9年間の義務教育の期間を積み上げれば、相当な額となります。

給食の材料費は保護者負担となっていますが、給食費を無償化している市町村は増えてきており、全額ではないものの、行政が部分的に給食費を負担しているケースもあります。

不交付団体ではありますが、大阪府下でも田尻町が今年度から給食費を無償化しています。

橋下、吉村市政では、全国に先駆けて、幼児教育の無償化に取り組み、医療費助成の拡充や、塾代助成など、子育て支援に先進的に取り組んでこられました。

政令指定都市の中で給食費を無償化している自治体はありません。大阪市が先陣を切って進めていただきたいと思います。給食費の無償化について、市長のご所見をお伺いします。

現役世代の負担を軽減し、しっかり子どもたちに投資ができるよう、どこの自治体よりも「子育てしやすい大阪市」を作っていただきたいです。

## 新型コロナウイルス感染症について

次に、新型コロナウイルス感染症についてお伺いします。

昨年 12 月以降、中国の武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認され、国内では 1 月 15 日に初めての感染者が確認されました。

その後、感染は拡大し、1 月 28 日、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令が公布され、2 月 1 日施行されました。

また、1 月 30 日、WHO が公衆衛生上の緊急事態を宣言するに至り、国際社会全体で警戒感を高め、対策を強めているところです。

以降、国内の感染者数は、昨日のお昼 12 時の時点で、クルーズ船の乗客を除き、147 人の患者発生が確認されています。

今回のような、新興感染症の発生時には、まず国が行う水際対策が重要なのは言うまでもありませんが、国内に感染が広がり、ヒトヒト感染が確認された場合は、広域的な対策も必要であり、市町村は国や都道府県と連携して取り組む必要があります。

そこで、住民に最も身近な基礎自治体である大阪市の役割も重要であると考えますが、今回のような新興感染症が発生した際の感染拡大を防止するため、どのような備えをしているのでしょうか。事前に対応マニュアルなどを作成しているのでしょうか。

今回の新型コロナウイルス感染症の重症度は、かつて流行した SARS、MERS に比べると低いと聞いているものの、府下で感染者も発生しており、市民の皆様もやはり不安になっておられます。

そこで市民の不安解消や感染拡大の防止のため、市としてどのような対策を行っているのでしょうか。

また、検査などが必要となった場合、患者の自己負担はどのようなのでしょうか。

## 新型コロナウイルス感染症について②

「検査装置を購入し、体制強化を図る」という力強い答弁をいただきました。

市民の皆様は今PCR検査を受けることができるかできないかを不安に思っている方が多くいらっしゃいます。今後、多数の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者が発生した場合に、迅速に検査を受けられるよう、体制強化をお願い致します。

また、特に学校などで新型コロナウイルス感染者が発生した場合、パニックにならないよう、引き続き府市一体となり、ガイドライン、方針の作成をお願いしたいと思います。市長のご所見をお伺いします。

## 犯罪被害者等に対する支援について

次に、犯罪被害者等に対する支援についてお伺いします。

犯罪被害者の方々の支援については、平成16年に成立した「犯罪被害者等基本法」及びその後に策定された「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、国との適切な役割分担を踏まえて、各地方公共団体は地域の状況に応じた施策を実施することとされています。

こうしたことから、国においては、犯罪被害者給付金制度の拡充や公判への被害者参加制度など刑事手続きへの関与拡充が図られています。

また、大阪府では、平成31年4月に犯罪被害者等支援条例が策定され、広域の自治体として、関係市町村や関係団体などと連携しながら、犯罪被害者等の中・長期にわたって支援するための支援調整会議が設置されました。

今般、市長として条例を制定し、支援策の充実を図るとのことですが、この条例の意義、また、こうした国・府との役割分担を踏まえて、市としてはどのように支援を進めようとしているのでしょうか。

そして、条例施行後も施策が被害にあわれた方の支援に繋がっているのかについて精査が必要であると考えますが、市長のご所見をお伺いします。

今、市長からも、今後も効果的な支援施策となるよう精査しながら進めるとの答弁をいただきました。

今後、例えば、犯罪被害者等支援について先進的に取り組みをしている明石市や他の自治体などの事例も参考として、制度の精査、検討を行い、支援施策の充実についても頑張ってくださいたいということを要望しておきます。



## 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取り組みについて

次に、犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取り組みについてお伺いします。

平成 29 年 5 月に我が会派から、犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた取り組みを提言しました。

平成 30 年 3 月には、犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画を発表し、2025 年大阪・関西万博の開催年までの達成に向け、健康局を中心に関係部局で連携して取り組んでいただいております。計画初年度である平成 30 年度は前年度比 25%以上削減するという目標を達成するなど、順調に犬猫の殺処分数が減少しています。

そういった中、犬や猫などのペットが繁殖して過剰に増えてしまい、飼い主の生活が破綻してしまう、いわゆる多頭飼育崩壊や、ペットを飼育していた高齢者の方が体調を崩すなどで飼えなくなり、残されてしまうペットの問題については大きな課題であり、平成 30 年 11 月、我が会派からの質問に対し、実態把握を進めて対応していくと前市長に表明いただきました。その後の取り組みや今後についてお聞かせください。

また、大阪市では、野良猫、特に子猫の引取りが多く、この対策として地域猫方式の所有者不明猫適正管理推進事業、いわゆる街ねこ事業や、公園猫サポーター制度を実施しているが、この取り組みは収容引取り数の削減のみならず、生活環境被害の軽減にも効果があるものであって、さらに推進していくことが必要であると思います。

現在、公園猫サポーター制度については取り組んでおりますので、敷地内に児童遊園もある市営住宅についても同様にこの事業を推進してはどうかと思います。

以上 2 点について市長のご所見をお伺いします。

公園猫サポーターの皆さまには、全てボランティアで取り組んでいただいておりますので、  
我々もその思いに応えるよう、少しでも活動しやすいよう、引き続き取り組みをお願い致します。

## 敬老優待乗車証の機能向上について

次に、敬老優待乗車証交付事業いわゆる敬老パス制度についてお伺いします。

本市では高齢者の外出を支援して、生きがいつくりや社会参加を推進するため敬老パス制度を実施しています。

しかし、電車やバスを利用する方にしかメリットがない状況です。

そこで、高齢者が使いなれている敬老パスに買い物ができる機能を付加することで、高齢者の利便性を向上させるべきではないかと考えます。

システム改修費等、多額の経費を費やすことなく実現するためには、日々進歩するICTに関する民間事業者のノウハウを活用する必要がありますので、広く民間事業者の意見を聞いて、万博が開催される2025年の実現を目指して検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。市長のご所見をお伺いします。

## 万博会場建設費等の上振れリスクについて

次に、万博会場建設費等の上振れリスクについてお伺いします。

昨年12月に、国からB I Eに対して登録申請書が提出され、2025年の万博開催に向け、一歩ずつ着実に検討や手続きが進んでいるようです。

提出された登録申請書には、資金計画として会場建設費の概要が示されており、費用の合計はビッド・ドシエで示されていたものと同様、約1,250億円とされていますが、注釈として「具体的な会場計画や物価変動などの今後の事情を踏まえ、今後、精査が必要」との記載もされています。

松井市長もこの会場建設費については、資材や人件費の高騰で2、3割上振れする可能性があるとの見方を示されています。

おおよそ半世紀ぶりの大阪での万博開催ということで、大阪・関西での期待も非常に大きく、後世に語り継がれる素晴らしい万博しなければならないことはもちろんですが、一方で、コスト面については市からも多額の貴重な税金が投入されるわけであり、計画段階からしっかりと精査していく必要があると考えますが、会場建設費の上振れリスクに市長としてどのように対処していくのか、お伺いします。

しっかりとリスク管理を行っていくとのお答えをいただきました。

万博の会場建設費の市の負担割合は6分の1である200億円を超える金額を負担するものです。

市民の貴重な税金から賄われるということをしっかりと念頭において取り組んでいただきたいと思います。

## 万博開催時の交通アクセスについて

次に、夢洲への交通アクセスについてお聞きします。

万博開催にあわせて、ビッド・ドシエで示された輸送計画に基づき、市が中心となって様々なインフラ整備を進めていく予定としていますが、特に交通アクセスにかかるインフラ整備は、万博成功のカギを握る極めて重要な取り組みであります。

まずはこの計画に基づく取り組みをしっかりと進めてほしいと思います。

こうした中で博覧会協会から、夢洲と舞洲を結ぶ新たな橋の設置について提案があったと聞いています。

新たに橋を1本架けるとなると、設計を含めて相当な期間を要すると思うので、早く判断をしないといけないと考えております。

新たな橋の設置に関する市長のご所見をお伺いします。

## 万博開催に向けた機運の醸成について

最後に、万博開催に向けた機運の醸成についてお伺いします。

2025年の大阪・関西万博開催に向けては、市民をはじめ国内の機運醸成を図っていく必要があります。

万博は国家プロジェクトであることから、地元の大阪市民はもちろんですが、関西はもとより日本各地にも万博の機運をひろげて、盛り上げていくことが重要です。

万博開催前の段階から地元大阪や関西はもとより全国各地のイベントなど、様々な形で連携し、万博を盛り上げていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

## 結び

以上、多岐にわたり質問させていただきました。

個別・具体の議論については、今後の各常任委員会にて質疑をさせていただきたいと思  
います。

以上で私からの質問を終えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。